

文化審議会著作権分科会基本政策小委員会
「簡素で一元的な権利処理」の在り方に関する意見募集の実施について
(意見募集要領)

令和3年9月22日
文化庁著作権課

この度、令和3年9月15日の文化審議会著作権分科会基本政策小委員会において、「簡素で一元的な権利処理」の在り方について審議を行い、これまでの議論の論点について整理を行いました。

つきましては、本件に関し、広く国民の皆様から御意見を頂くため、意見募集を実施いたします。御意見等がございましたら、下記の要領にて御提出ください。

記

1. 意見募集の対象及び趣旨

これまで基本政策小委員会においては、DX時代の著作権制度・政策について幅広く検討するため、ネットクリエイターやいわゆるZ世代も含む権利者や利用者、事業者等の多様な関係者からヒアリングを行ってきました。一方、審議の過程で、多様なユーザーや個人クリエイターも含め、さらに幅広く意見をいただくことが望ましいという意見もありました。

このため、今後中間まとめに向けた検討をさらに深めるにあたって、現在の審議状況をまとめた論点を基に、この時点で広く意見募集を行うこととしました。

なお、この論点は、第4回文化審議会著作権分科会基本政策小委員会（令和3年9月15日）の資料3を基に当日の審議も踏まえて作成したものです。

2. 資料の入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）における掲載もしくは文化庁著作権課にて資料配布

3. 意見募集期間

令和3年9月22日（水）～令和3年10月14日（木） 必着

4. 意見送付要領

(1) 意見提出の方法

以下のいずれかにより御提出ください。集計の都合上、可能な限り（ア）による御提出をお願いいたします。なお、電話・FAXによる御意見の受付は致しかねますので、御了承ください。

(ア) 「回答様式」のファイルによる提出

- e-Gov上の「関連資料、その他」に掲載されている「回答様式」のファイルに御意見を御記入の上、文化庁著作権課のメールアドレス（chosaku@mext.go.jp）までメールにて御送付ください。

- ・ 判別のため、件名は【簡素で一元的な権利処理に関する論点への意見】と御記載いただきますよう、お願い申し上げます。

(※) 「回答様式」中、回答欄が足りない場合は、適宜回答欄を広げていただいて構いません。

(イ) 郵送による提出

- ・ 任意の様式に記載事項を御記入の上、以下の住所・宛先に御送付ください。

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文化庁著作権課企画審議係 宛

(2) 記載事項

以下の事項を記載の上、上記(1)の方法に基づいて御提出ください。

- ・ 個人／団体の別
- ・ 氏名／団体名 (※1)
- ・ 電話番号 (※1)
- ・ メールアドレス (※1)
- ・ 各項目 (※2) に関する具体的な御意見

(※1) 個人の場合は、任意の御記入で構いません。

(※2) 「論点」に基づき、以下の項目名に沿って御意見を御記入ください (御意見のない項目については、空欄で構いません)。

【項目名】

- I. 目指すべき方向性と留意すべき点
- II. 想定される場面
- III. 具体的な方策

5. 備考

- ・ 同一人物又は同一団体による同一意見が複数あった場合には、御意見が受け付けられない場合がございます。
- ・ 御意見に対して個別には回答できませんので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御提出いただいた御意見の趣旨や内容等について、個別に御質問等をさせていただく場合がございますので、あらかじめ御了承願います。
- ・ 御提出いただいた御意見の内容や団体名については公表する可能性がありますので、あらかじめ御了承願います (個人の氏名、電話番号、メールアドレスについては公表致しません)。

(以上)